



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 1 1 9 号 令和元年 1 1 月 1 3 日発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 0 1	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
5 0 2	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 0 3	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
5 0 4	同	同

徳島県告示第五百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、  
救急病院として、次のとおり認定した。

令和元年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
川島病院	徳島市北佐古一番町一番二九号	令和四年八月三十一日
たまき青空病院	同 国府町早淵字北カシヤ五六番 地一	同 十月三十一日

徳島県告示第五百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年十一月十三日から令和二年三月十三日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和元年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
エムエル・エステート株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	芳野 秀俊

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス沖浜店

所在地 徳島市沖浜町南開三一五番六

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ケイエル・リース&エステート株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	芳野 秀俊

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
エムエル・エステート株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	芳野 秀俊

4 変更年月日

令和元年十月一日

二 届出年月日

令和元年十月二十一日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和元年十一月十三日から令和二年三月十三日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

〒七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部  
企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百三三号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和元年徳島県告示第百七号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年十月二十五日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第五百四号

徳島県南部総合県民局長から、令和元年徳島県告示第四百十三号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年十月十六日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門